

**太田市土砂等による埋立て等の
規制に関する条例**

届出・申請の手引き

**平成 31 年 3 月作成
令和 4 年 4 月改訂**



太田市

目 次

I	「太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」の概要	1～5
II	小規模特定事業を申請する上での留意事項	6～8
III	小規模特定事業を行うとき	9～12
IV	小規模特定事業の許可を申請するとき	12～15
V	小規模特定事業の許可を受け、土砂等埋立等行為を行うとき	16～19
VI	罰則	20
VII	規則別表及び様式	20～46
別記 1	小規模特定事業許可申請書の記載要領	47
別記 2	小規模特定事業の施工に関する（変更）計画書	48～51
別記 3	小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の 防止に関する計画書	51～54
別記 4	土砂等搬入届出書の記載要領	55
別記 5	車両の表示要領	56
別記 6	小規模特定事業施工管理台帳の取扱要領	57
別記 7	小規模特定事業変更許可申請書の記載要領	58
別記 8	小規模特定事業軽微変更届出書の記載要領	59
別記 9	小規模特定事業完了届出書の記載要領	60
別記 10	小規模特定事業区域内土壌検査等報告書の記載要領	61
別記 11	擁壁の基準	62～65

≪ 申請先 ≫

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号

太田市役所 環境政策課 環境対策課係

電話 0276-47-1893 FAX 0276-47-1881

Ⅰ 「太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」の概要

建設工事などで排出された土砂等による埋立て等について、有害な物質の混入や堆積された土砂等の崩落が懸念されています。

太田市では生活環境を保全するとともに、土砂災害の発生を防止するため、「太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この手引きでは、土砂等の埋立て等を行う場合の手続きについて説明します。

1 条例の目的

この条例では、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、

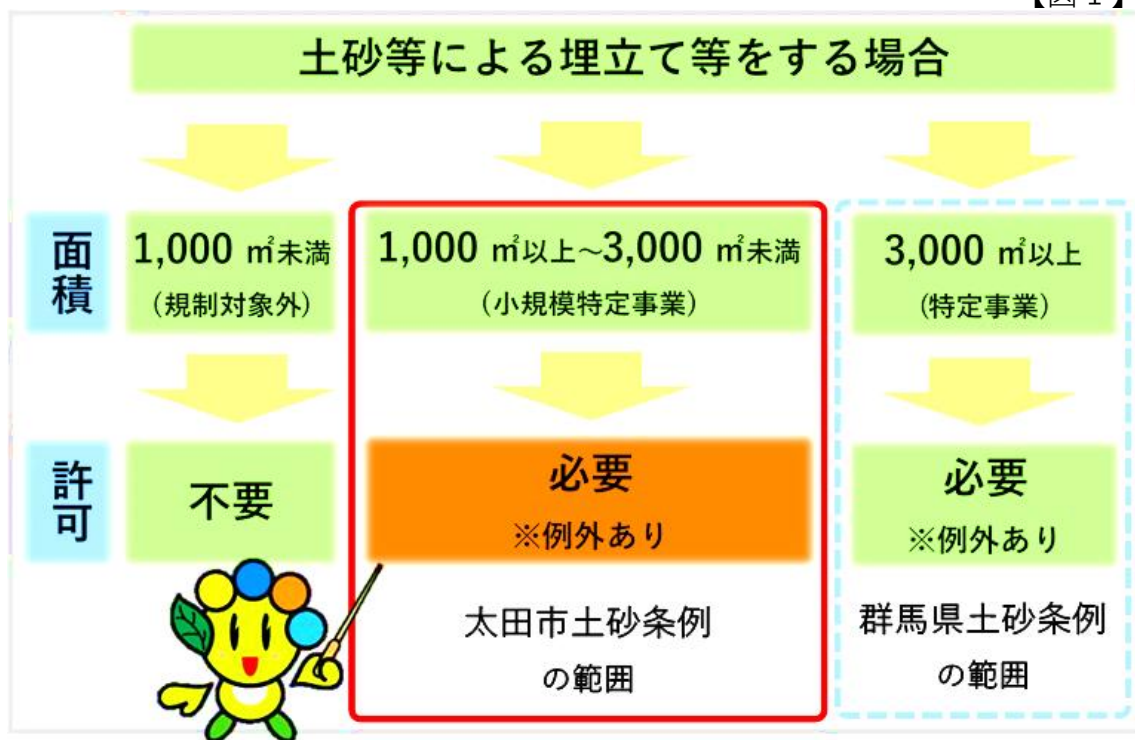
- ・埋立て等による土壌の汚染
- ・埋立て等による災害の発生

の2点を未然に防止し、市民の生活環境を保全するとともに市民の安全を確保することにあるので、土砂等の埋立て等を禁止する趣旨ではありません。

2 条例の適用対象

この条例では、土砂等による埋立て等を行おうとする者が、1,000 m² 以上 3,000 m² 未満の埋立て等を行う場合、市長の許可を受けなければなりません。なお、条例の適用区分は【図1】のとおりです。

【図1】



※ 3,000 m² 以上の埋立て等は、群馬県知事への許可申請が必要です。

3 主な用語の説明

この手引きで使用している用語は次のとおりです。

土砂等	土砂及び土砂に混入し、又は付着した物で、地表・地盤等を掘削するなどして採取された土・砂・礫・砂利が集まったものをいい、砂・石などが混じっていても全体として土砂とみなすことができる場合は、本条例が適用されます。 なお、産業廃棄物である汚泥やコンクリートガラ等は土砂に該当せず、土砂等に廃棄物が混入し、又は付着していた場合は、廃棄物処理法が適用されます。
埋立て等	土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積をいいます。（製品の製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く）
埋立て	周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てることをいいます。
盛土	周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、かつ将来にわたってその形状の変更が予定されていないものをいいます。
堆積	一時的に土砂等を盛り、将来その形状の変更が予定されているものをいいます。
土砂等埋立等区域	土砂等による埋立て等を行う区域をいいます。
小規模特定事業	土砂等埋立等区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、当該土砂等埋立等区域の面積が 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満であるものをいいます。 3,000 m ² 以上は特定事業となり、群馬県知事への許可申請が必要です。
小規模特定事業区域	小規模特定事業の用に供する区域をいい、土砂等埋立等区域に加えて、現場事務所や駐車場、排水施設等の区域が含まれます。
施工管理者	小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者
土壌検査	土砂等を採取し、その土砂等に含まれている有害な物質の濃度を測定するもの
水質検査	特定事業区域から排出される水がある場合に、その水を採取し、その水に含まれている有害な物質の濃度及び水素イオン濃度を測定するもの

4 禁止される埋立て等

- (1) 条例で定められている土壌基準に適合していない土砂等による埋立て及び崩落が発生するおそれのある土砂等の埋立等、また、改良剤を使用した土砂等の埋立て
- (2) 建設省令（現：国土交通省）で定められている第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれにも該当しないもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物
- (4) 産業廃棄物に該当する汚泥
- (5) セメントや石灰を混合したもの

5 許可基準

市では、申請のあった小規模特定事業について次の視点で審査します。これらが条例等に定める目的及び基準に適合すると認めるときでなければ許可はできません。

- (1) 申請者が事業を実施するにあたり、事業に要する十分な資金を有すること。又は当該事業を遂行するための資金収支が資金計画書により十分に見込めること。ただし、総資産を証する書類又は名寄帳により相当の固定資産を有しており、市長が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 生活環境の保全及び市民の安全を確保することができるか
- (3) 埋立て等のために搬入される土砂等が、条例で定める土壌基準以下であるか
- (4) 申請者及び法人にあっては役員が欠格条件に該当せず、暴力団員等でないこと。
（条例第8条第1項第1号に該当しない者）
- (5) 技術上の基準（土砂の流出、崩壊等を防止する上での基準）
 - ① 土砂等埋立て等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられること。
 - ② 著しく傾斜をしている土地において、施工する前の地盤と埋立て等をされる土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられること。
 - ③ 法面の勾配は、土砂等による埋立て等の高さに応じ、次表に定める勾配とする。

土砂等による埋立て等の高さ	法面の勾配
15メートル超	安定計算を行い、安全が確保される勾配
15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上の勾配
5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配

- ④ 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 6 条から第 10 条までの規定に適合すること。
- ⑤ 土砂等による埋立て等の高さが 5 m 以上である場合にあっては、土砂等による埋立て等の高さ 5 m ごとに幅 1 m 以上の段を設けること。
- ⑥ 土砂等による埋立て等の完了等の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように締め固めその他の措置が講じられること。
- ⑦ 土砂等による埋立て等の完了後の法面は、
石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食から保護する措置が講じられること。ただし、法面の角度が 30 度以下の場合はこの限りでない。
- ⑧ 湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合にあっては、有孔管等による排水施設を設けること。
- ⑨ 雨水等を適切に排水しなければ、埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合にあっては、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。
- (6) 特定事業区域が借地の場合は、土地所有者の承諾を得ること。
- (7) その他
 - ・ 関係する法令等の申請、許可等の手続き、調整が取れていること。
 - ・ 近接所有者への説明を行うように努めること。
 - ・ 完了後も、崩落・風化など出来形が変化した場合は、必要に応じて、市の指導に従うこと。

6 小規模特定事業の許可を要しないもの（適用除外）

次の土砂等埋立等行為については、本条例の許可が不要です。

- (1) 土砂等埋立等区域の面積が 1,000 m²未満の土砂等埋立等行為
- (2) 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの
- (3) 国並びに地方公共団体国及び地方公共団体に準ずる団体（【表 1 参照】）が行う土砂等による埋立て等（委託し、又は請け負わせて行うものを含む。）
- (4) 採石法の認可を受けた採取計画に係る岩石採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該岩石採取場の区域における埋立て等
- (5) 砂利採取法の認可を受けた採取計画に係る砂利採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該砂利採取場の区域における埋立て等
- (6) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けた(同法第 34 条の 2 第 1 項の規定により許可があったものとみなされる場合も含

- む。)開発区域内で行う土砂等による埋立て等
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた産業廃棄物処理施設における覆土又は覆土のために行う土砂等による埋立て等
- (8) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等
- (9) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
- (10) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土砂等による埋立て等

【表 1】

地 方 公 共 団 体 に 準 ず る 団 体	
高速道路株式会社法	・ 第 1 条に規定する会社
土地改良法	・ 第 1 0 条第 1 項の規定により認可された土地改良区、同法第 7 7 条第 2 項の規定による認可を受けた土地改良区連合 ・ 第 9 5 条第 1 項の規定による認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合 ・ 農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構及び同法第 3 条に規定する資格を有する者
土地区画整理法	・ 第 4 条第 1 項の規定により知事の認可を受けた者 ・ 第 1 4 条第 1 項の規定により設立された土地区画整理組合及び同法第 5 1 条の 2 第 1 項に規定する認可を受けた株式会社
地方住宅供給公社法	・ 地方住宅供給公社
公有地の拡大の推進に関する法律	・ 第 1 0 条第 1 項の規定により設立された土地開発公社
独立行政法人通則法	・ 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
国立大学法人法	・ 第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人
日本下水道事業団法	・ 日本下水道事業団
その他	・ 前各号に掲げる土砂等による埋立て等に準ずるものとして市長が認めるもの

II 小規模特定事業を申請する上での留意事項

1 他法令による規制の確認

小規模特定事業の実施場所、規模、態様等によっては、他法令の規制を受けることになりますので、土砂条例に基づく許可申請とは別に各法令に基づく手続きが必要になります。

小規模特定事業の許可申請を行う前に、他法令による規制の有無を十分確認してください。

主な他法令 法令の名称	必要な手続き	確認先
都市計画法	開発許可	建築指導課
森林法	林地開発許可、伐採届	東部森林事務所
農地法	農地転用許可等	農業委員会事務局
群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例	開発事業の承認等	群馬県 地域政策課 土地・水対策室
文化財保護法	発掘調査等	文化財課
道路法、河川法等 (法定外公共物：赤道、青道等の取扱い及び搬出入経路を含む)	道水路・河川の占用工事、接道工事、排水処理工事等の必要性確認	道路管理課 群馬県 前橋土木事務所
建築基準法 (仮設事務所等の設置の場合は不要)	必要性の確認	建築指導課
大気汚染防止法（粉じん）、騒音規制法、振動規制法	該当か否かを確認	環境対策課
太田市景観条例	該当か否かを確認	都市計画課

上記の他にも地形・地目・指定地域等により規制の対象や手続きが必要となる場合がありますので適宜確認をしてください。

2 土地所有者への説明

小規模特定事業が借地の場合は、土地所有者の承諾書が必要です。

承諾を受ける際は、後日紛争等が生じることがないように、事業計画の内容を土地所有者に十分説明してください。

また、隣接地所有者等だけでなく近隣住民に対しても、事業開始前に事業計画の内容を説明するとともに、事業開始後は、施工に伴う騒音・振動・砂塵の抑制、土砂運搬車両の運行配慮その他小規模特定事業に関する要望等への対応に努めてください。

3 土砂等の性状による搬入の制限

次に掲げる土砂等は、小規模特定事業区域に搬入してはいけません。

- (1) 土砂条例で定められている土壌基準に適合していないもの
- (2) 建設省令で定められている第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれにも該当しないもの
- (3) セメントや石灰を混合し、化学的安定処理をしたもの
- (4) 産業廃棄物に該当する汚泥

4 小規模特定事業を行うことができる期間

許可を受けて小規模特定事業を行うことができる期間は、最長で3年です。また、小規模特定事業の期間を延長する場合は、1年を超えて延長することはできません。なお、やむを得ない理由により最大延長期間を超えても小規模特定事業が完了しないと想定される場合はその時点における現況にて事業を完了する必要があります。その際、再度申請が必要となる場合があります。

5 土砂等の搬入の事前届出

小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、搬入しようとする日の10日前までに市長に届け出なければなりません。

排出場所が変わらなくても、搬入量が5,000m³を超えるときは、5,000m³を超えるごとに届け出なければなりません。

届出書には、排出元証明書や土壌検査証明書を添付しなければなりません。

6 施工管理等

小規模特定事業の施工に当たっては、次の点を遵守するとともに、施工管理者は、許可どおり計画的に施工されるよう適切に管理してください。

- ・許可を受けた施工計画及び周辺地域の生活環境保全・災害発生防止計画に則り施工すること。
- ・小規模特定事業区域に土砂等を搬入する場合には車両の見やすい箇所に土砂等の搬入に供する車両である旨を表示し、搬入を委託する場合にはその旨を表示させるよう努めること。

7 定期報告

許可事業者は、許可を受けた日から3か月ごと（月の中途において許可を受けたときは許可を受けた日の属する月を1か月とみなす）に、遅滞なく小規模特定事業区域に搬入された土砂等の数量等を市長に報告しなければなりません。

8 事業内容の変更

小規模特定事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、事前に変更の許可を受けなければなりません。

9 土壌検査・水質検査の実施

小規模特定事業区域内の土壌検査及び水質検査は6月ごとに実施し、検査結果を市長に報告しなければなりません。6月が経過しなくても、搬入した土砂等の数量が5,000m³を超えるときは、5,000m³を超えるごとに検査を実施しなければなりません。

検査に用いる試料を採取するときは、市の担当職員が立ち会いますので、事前に日程を調整してください。

10 立入検査への対応

小規模特定事業の実施中は、市の担当職員が随時立入検査を実施しますので、検査に応じてください。

検査の結果、問題が認められた場合は改善を指示しますので、指示に従ってください。

11 汚泥等の適正処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「土壌汚染対策法施行規則」等に定める基準に適合しない汚染土壌は、各個別法令によって定められた処理方法によって適正に処理してください。

12 申請手数料について

申請手数料は次のとおりです。環境政策課へ直接納めてください。

- ・新規許可申請手数料 1件につき 30,000円
- ・変更許可申請手数料 1件につき 20,000円

13 その他申請、届出等提出に係る留意事項

- (1) 申請書、届出書等の押印は、許可申請書に押印した印（許可申請書に添付の印鑑証明書印）を押印してください。
- (2) 申請、届出等を行政書士等が代行する場合、委任状を必ず添付してください。
- (3) 申請、届出等の提出部数は2部とする。控えが必要な場合には、別途用意してください。
- (4) 小規模特定事業の許可後に変更許可申請、各種届出をする場合は、小規模特定事業の許可を受けた者が行うこと。許可を受けた者以外からの申請、届出は受け付けませんので注意してください。

III 小規模特定事業を行うとき

1 小規模特定事業に関係する者の義務

太田市内で小規模特定事業を行う場合、小規模特定事業に関係する者は、条例の目的を念頭に置き、次の義務を負うことになります。

埋立て等を行う者	・ 土壌の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行うことのないよう努めること。 ・ 災害の発生の防止のために必要な措置を講じること。 ・ 土砂等埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に配慮すること。
土砂等を排出する者	・ 土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等の拡散を防止するよう努めること。 ・ 適正な埋立て等が行われるよう当該埋立て等を行う者に協力すること。
土地の提供者	・ 土壌の汚染及び災害を生じさせるおそれのある埋立て等を行う者にその所有する土地を提供することのないよう努めること。

2 小規模特定事業の手続き

太田市内で土砂等埋立等区域の面積が1,000 m²以上 3,000 m²未満の小規模特定事業を行う場合は、原則、小規模特定事業許可申請書（様式第2号）を提出し、市長の許可を受けなければなりません。（条例第7条）

なお、複数の埋立て等を単に分けて行う場合は、それぞれの堆積に係る土地の面積を合算します。

※ 1,000 m²未満の取り扱い

当初の予定事業規模が1,000 m²未満であっても、事業変更等により1,000 m²を超える規模になった場合は、小規模特定事業の手続きを行う必要がありますので、速やかに実施計画を策定してください。

小規模特定事業を計画

土地所有者以外の申請の場合小規模特定事業に係る土地所有者の承認書(様式第3号)の徴取

許可申請(開始の日の30日前までに)

①小規模特定事業許可申請書(様式第2号)の提出

土砂等の搬入(搬入予定日の10日前までに)

②土砂等搬入届出書(様式第6号)の提出

面積の変更・施工計画の変更等

③小規模特定事業変更許可申請書(様式第4号)の提出

届出者の住所・氏名の変更等

④小規模特定事業軽微変更届出書(様式第5号)の提出

地位の承継

⑤小規模特定事業地位承継届出書(様式第14号)の提出

定期報告(3か月ごとに)

⑥小規模特定事業施工状況報告書(様式第17号)の提出

土壌検査

「小規模特定事業区域への土砂等搬入開始日」又は「前回の検査基準日」から6か月経過、若しくは「搬入した土砂等の数量が5,000m³を超える日」のうち、いずれか早い日に

⑦小規模特定事業区域内土壌検査等報告書(様式第18号)を提出

廃止又は休止

⑧小規模特定事業廃止(休止)届出書(様式第12号)の提出

完了

⑨小規模特定事業完了届出書(様式第11号)の提出

例外的に許可が不要なもの

- ◎宅地造成等の埋立て等であって、事業区域内から採取された土砂等によるもの。
- ◎国、地方公共団体などが行うもの。
- ◎この条例若しくは他の法令等に基づくもの。
- ◎災害復旧の為に必要な応急措置として行うもの。
- ◎運動場・駐車場その他の施設の本来の機能を保全する通常の管理行為として行うもの。
- ◎開発許可(都市計画法29-1,2)や法令等の規定による許可を受けたもの。
など

順守事項

- ◎施工管理者の設置
- ◎標識の掲示
- ◎帳簿の記載
- ◎土壌検査・水質検査実施
- ◎関係書類の閲覧
- ◎車両の表示
- ◎施工状況報告
- ◎土壌検査・水質検査報告
など

行政処分

- ◎改善命令
- ◎許可取消
- ◎措置命令
- ※命令に従わない場合は、罰則が科される場合があります。

4 提出書類一覧

① 小規模特定事業許可申請時		
1	小規模特定事業許可申請書（様式第2号）	
2	小規模特定事業区域の位置を示す図面	
3	小規模特定事業区域の付近の見取図	
4	土砂等埋立等区域の見取図	
5	<申請者が個人の場合> 申請者の住民票の写し	
6	<申請者が法人の場合> 法人の登記事項証明書、法人の代表者の住民票の写し	
7	小規模特定事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し	
8	<土地の所有権を有しない場合> 当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類（賃貸借契約書等） 小規模特定事業に係る土地所有者の承認書（様式第3号）	
9	<小規模特定事業の施工が請負の場合> 当該請負契約書の写し	
10	施工管理者の住民票の写し	
11	小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書	
12	小規模特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図	
13	土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書	
14	埋立て等をする土砂等の予定容量計算書	
15	<技術上の基準にしたがって安定計算を行うとき> 当該安定計算を記載した書面	
16	<擁壁を設置する場合> 当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定含む）	
17	<雨水等を適切に排水しなければならないとき> 当該小規模特定事業区域における排水施設の構造計画図、流出量算定及び排水断面算定を記載した書面	
18	<法令等に基づく許認可等を要する場合> 小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要することを示す書類	
19	土砂等埋立て等区域の現況写真	
② 土砂等の搬入時（10日前までに）		
1	土砂等搬入届出書（様式第6号）	
2	土砂等排出元証明書（様式第7号）	
3	土壌検査の試料を採取した位置図	
4	土壌検査の試料を採取した現場写真	
5	検体試料採取調書（様式第8号）	

6	土壌検査証明書（様式第 9 号）	
③ 面積の変更、施行計画の変更等		
1	小規模特定事業変更許可申請書（様式第 4 号）	
2	条例第 7 条第 2 号～第 8 号の変更に係る事項に関するもの	
④ 届出者の住所・氏名の変更（軽微な変更）		
1	小規模特定事業軽微変更届出書（様式第 5 号）	
2	< 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合 > 住民票の写し	
3	< 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合 > 法人の登記事項証明	
⑤ 地 位 の 承 継		
1	小規模特定事業地位承継届出書（様式第 1 4 号）	
2	承継の事実を証する書類	
⑥ 定 期 報 告 （ 3 か 月 ご と ）		
1	小規模特定事業施工状況報告書（様式第 1 7 号）	
2	小規模特定事業施工管理台帳（様式第 1 6 号）	
⑦ 土 壌 検 査		
1	小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第 1 8 号）	
2	土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図	
3	現場写真	
4	検体試料採取調書（様式第 8 号）	
5	土壌検査証明書（様式第 9 号）	
水 質 検 査 を 伴 う 場 合		
6	水質検査証明書（様式第 1 9 号）	
7	排水を採取した地点の位置図	
8	現場写真	
9	検体試料採取調書（様式第 8 号）	
⑧ 廃 止 又 は 休 止		
1	小規模特定事業廃止（休止）届出書（様式第 1 2 号）	
2	小規模特定事業区域の出来形に関する図面	
3	小規模特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面	
⑨ 完 了		
1	小規模特定事業完了届出書（様式第 1 1 号）	
2	完了した小規模特定事業区域の出来形に関する図面	

IV 小規模特定事業の許可を申請するとき

申請書類等及び添付書類は、正本 1 通、副本 1 通の計 2 通を作成して提出してください。副本については、正本をコピーして作成してください。

1 許可申請に必要な書類

小規模特定事業許可申請書（様式第 2 号）に必要な事項を記載し、次の書類を作成してください。

- (1) 小規模特定事業区域の位置を示す図面（【表 2】参照）
- (2) 小規模特定事業区域の付近の見取図（【表 2】参照）
- (3) 土砂等埋立等区域の見取図（【表 2】参照）
- (4) 申請者の住民票の写し（申請者が個人の場合）
- (5) 法人の登記事項証明書法人の代表者の住民票の写し（申請者が法人の場合）
- (6) 当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類（賃貸借契約書等）小規模特定事業に係る土地所有者の承認書（様式第 3 号）（土地の所有権を有しない場合）
- (7) 当該請負契約書の写し（小規模特定事業の施工が請負の場合）
- (8) 施工管理者の住民票の写し
- (9) 小規模特定事業の施工に関する計画（申請書に記載できない場合）
- (10) 小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画（申請書に記載できない場合）
- (11) 小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書（【表 2】参照）
- (12) 小規模特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図（【表 2】参照）
- (13) 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書（【表 2】参照）
- (14) 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
- (15) 当該安定計算を記載した書面（技術上の基準にしたがって安定計算を行うとき）
- (16) 当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定含む）（擁壁を設置する場合）（【表 2】参照）
- (17) 当該小規模特定事業区域における排水施設の構造計画図、流出量算定及び排水断面算定を記載した書面（雨水等を適切に排水しなければならないとき）（【表 2】参照）
- (18) 小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要することを示す書類（法令等に基づく許認可等を要する場合）

小規模特定事業許可申請書に添付する図面等

【表 2】

図面の種類	明示すべき内容等	縮 尺
小規模特定事業の 施工に関する計画	☐ 現場組織表 ☐ 小規模特定事業に使用する機材、資材	
小規模特定事業区 域の周辺の地域の 生活環境の保全及 び災害の発生の防 止に関する計画	☐ 粉じんの飛散防止対策 ☐ 騒音・振動防止対策 ☐ 交通安全対策 ☐ 周辺住民への安全対策 ☐ 緊急連絡体制の整備 ☐ 災害の発生を防止するための応急対策	
位置図及び付近の 見取図	☐ 方位 ☐ 小規模特定事業区域の位置及び区域 ☐ 土砂等埋立等区域の位置及び区域 ☐ 道路並びに目標となる土地及び建物等	1/25,000 以上
小規模特定事業区 域の現況平面図	☐ 方位 ☐ 区域内の字の境界及び名称並びに土地の地番及び形状 ☐ 道路並びに建物等	1/500 以上
小規模特定事業区 域の現況断面図	☐ 現況の地盤の高さ及び勾配 ☐ 道路境界線	1/100 以上
小規模特定事業区 域の計画平面図	☐ 方位 ☐ 区域内の字の境界及び名称並びに土地の地番及び形状 ☐ 土砂等埋立等区域の境界線 ☐ 土砂等埋立等区域の境界を示すくい位置 ☐ 盛土若しくは堆積又は擁壁の勾配及び位置並びに高さ を示すくい位置 ☐ 法面の位置 ☐ 擁壁の位置 ☐ 排水施設の位置 ☐ 災害の発生を防止するための施設の位置	1/500 以上
小規模特定事業区 域の計画断面図	☐ 土砂等埋立等行為の高さ及び勾配 ☐ 土砂等埋立等行為を行う地盤面 ☐ 盛土若しくは堆積又は擁壁の勾配及び位置並びに高さ を示すくい位置 ☐ 法面の保護の方法 ☐ 擁壁の位置 ☐ 排水施設の位置 ☐ 災害の発生を防止するための施設の位置	1/100 以上
小規模特定事業区	☐ 排水施設の位置	平面図

域の雨水排水図	☐ 排水施設の規模 ☐ 排水施設の勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上 断面図 1/50 以上
土砂等埋立等区域の計画平面図	☐ 方位 ☐ 区域内の字の境界及び名称並びに土地の地番及び形状 ☐ 土砂等埋立等区域の境界線 ☐ 土砂等埋立等区域の境界を示すくい位置 ☐ 盛土若しくは堆積又は擁壁の勾配及び位置並びに高さを示すくい位置 ☐ 法面の位置 ☐ 擁壁の位置 ☐ 排水施設の位置 ☐ 災害の発生を防止するための施設の位置	1/500 以上
土砂等埋立等区域の計画断面図	☐ 土砂等埋立等行為の高さ及び勾配 ☐ 土砂等埋立等行為を行う地盤面 ☐ 盛土若しくは堆積又は擁壁の勾配及び位置並びに高さを示すくい位置 ☐ 法面の保護の方法 ☐ 擁壁の位置 ☐ 排水施設の位置 ☐ 災害の発生を防止するための施設の位置	1/100 以上
擁壁の構造計画	☐ 擁壁の寸法及び勾配 ☐ 擁壁の材料の種類及び寸法 ☐ 裏込コンクリートの寸法 ☐ 鉄筋の位置及び寸法 ☐ 透水層の位置及び寸法 ☐ 擁壁を設置する前後の地盤面並びに基礎地盤の土質 ☐ 基礎ぐいの位置、材料及び寸法、水抜穴の位置、材料及び内径	1/50 以上
排水施設の構造計画図	☐ 排水施設の種類 ☐ 排水施設の材料及び寸法	

2 許可

申請書を受理した日から、通常要すべき標準的な期間を20日間として審査を行い、許可・不許可の通知をします。許可基準に適合しているときは、小規模特定事業許可証を発行し許可します。なお、生活環境保全・災害発生防止の見地から、許可に条件を付し、及び条件を変更することがあります。

V 小規模特定事業の許可を受け、土砂等埋立等行為を行うとき

1 基本的注意事項

本条例の目的は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、①埋立て等による土壌の汚染、②埋立て等による災害の発生の２点を未然に防止し、市民の生活環境を保全するとともに市民の安全を確保することにあります。

許可を受けた方は、常に条例の目的を念頭に置き、条例や施行規則、許可条件に従うとともに、他法令についても遵守し、土砂等埋立等行為に係る工事を行ってください。

また、工事の施工に当たっては、許可を受けた内容、施工計画書及び添付書類に従って行ってください。

2 土砂等埋立等行為前の手続き

(1) 土砂等搬入開始 10 日前までに必要な書類

土砂等搬入届出書（様式第 6 号）に必要事項を記載し、次の①～⑤の書類を添付のうえ、届け出てください。

- ① 土砂等排出元証明書（様式第 7 号）
- ② 土壌検査の試料を採取した位置図
- ③ 土壌検査資料を採取した現場写真
- ④ 検体試料採取調書（様式第 8 号）
- ⑤ 土壌検査証明書（様式第 9 号）

(2) 標識の掲示

小規模特定事業区域の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識（様式第 15 号）を掲示してください。

また、変更の許可を受けたとき又は軽微な変更をしたときは、標識の内容を当該変更の許可又は届出の内容に変更してください。

3 土砂等搬入開始から完了までの手続き

(1) 定期報告

条例第 7 条第 1 項の許可を受けた方は、許可を受けた日から 3 か月ごとに小規模特定事業施工状況報告書（様式第 17 号）に必要事項を記載し、小規模特定事業施工管理台帳（様式第 16 号）を添付して報告してください。

(2) 土壌検査

条例第 7 条第 1 項の許可を受けた方は、小規模特定事業区域へ土砂等の搬入を開始した日又は前回の検査基準日から起算して 6 か月を経過する日又は小規模特定事業区域に搬入した土砂等の数量が 5,000 m³を超える日のいずれか早い日に土壌検査を行い、小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第 18 号）に必要事項を記載し、

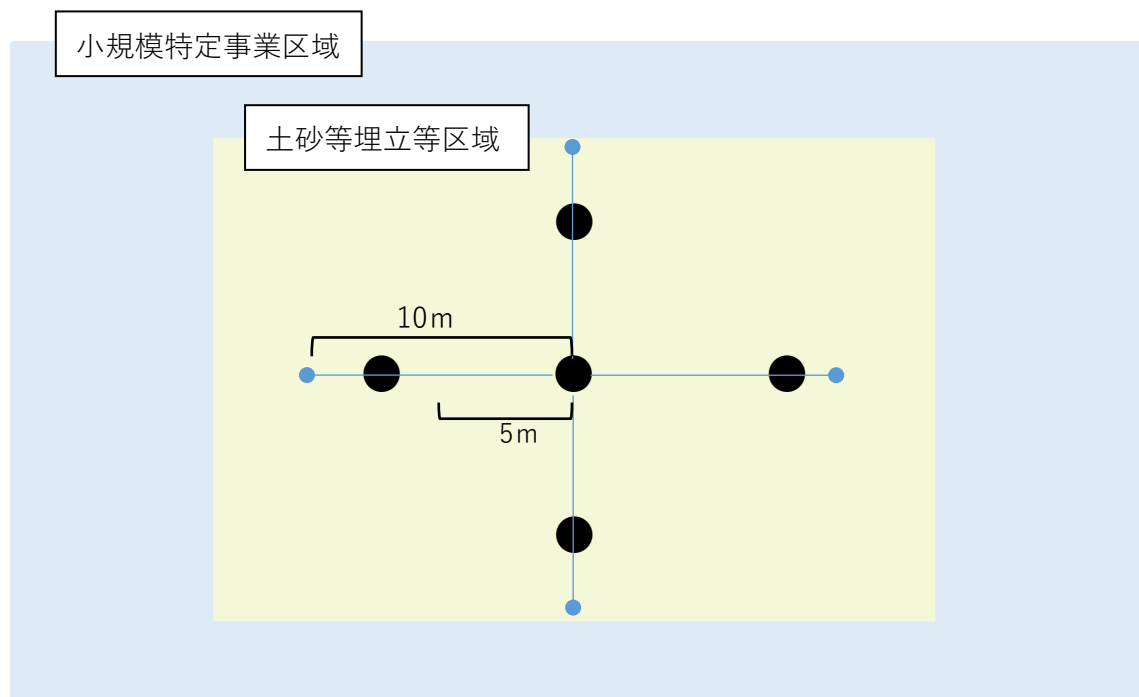
次の①～④の書類を添付のうえ、検査後 1 か月以内に報告してください。

- ① 土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図
- ② 現場写真
- ③ 検体試料採取調書（様式第 8 号）
- ④ 土壌検査証明書（様式第 9 号）

【検査方法】

- 小規模特定事業区域内土壌検査のための試料は、市長が指定する職員の立会のもと、採取してください。
- 試料とする土砂等の採取は、土砂等埋立等区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点から 5 メートルから 10 メートルまでの 4 地点計 5 地点の土壌で行ってください。

<イメージ>



※ ●は土壌採取地点

※ 当該採取地点がない場合は、中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点 4 地点の土壌を採取してください。

(3) 水質検査

小規模特定事業区域から排出される水がある場合は、水質検査を実施し、上述「(2) 土壌検査」と同様に小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第 18 号）に必要事項を記載し、次の書類を添付し、検査後 1 か月以内に報告してください。

- ① 水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図
- ② 現場写真

③ 検体試料採取調書（様式第 8 号）

④ 水質検査証明書（様式第 19 号）

(4) 変更の許可

条例第 7 条第 1 項の許可を受けた方が、次の事項を変更しようとするときは、小規模特定事業変更許可申請書（様式第 4 号）に必要事項を記載し、次の①～⑦で変更に係る事項に関するものを添付して提出してください。

① 埋立て等の目的

② 小規模特定事業区域の位置及び面積

③ 土砂等埋立等区域の位置及び面積

④ 小規模特定事業を行う期間

⑤ 小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量

⑥ 小規模特定事業施工に関する計画

⑦ 小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画

(5) 軽微な変更

条例第 7 条第 1 項の許可を受けた方が、次の事項を変更しようとするときは、小規模特定事業軽微変更届出書（様式第 5 号）に必要事項を記載し、当該変更のあった日から 14 日以内に市長に届け出てください。

① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

② 条例第 13 条に規定する施工管理者の氏名及び住所

※ 請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付してください。

※ 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合は、法人の登記事項証明書を添付してください。

(6) 地位の承継

小規模特定事業の許可を受けた者の地位を承継した者は、小規模特定事業地位承継届出書（様式第 14 号）に必要事項を記載し、承継の事実を証する書類を添付のうえ、承継した日から 30 日以内に市長に届け出てください。

(7) 廃止又は休止

条例第 7 条第 1 項の許可を受けた方が、小規模特定事業を廃止又は休止するときは、小規模特定事業廃止（休止）届出書（様式第 12 号）に必要事項を記載し、次の書類を添付のうえ、廃止又は休止の日から 10 日以内に市長に届け出てください。

① 小規模特定事業区域の出来形に関する図面

② 小規模特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面

また、速やかに土壌検査及び水質検査を行い、小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第 18 号）に必要事項を記載し、報告してください。

市長は届出があったとき、遅滞なく条例第 7 条第 2 項第 7 号及び第 8 号に規定されている「小規模特定事業の施工に関する計画」、「小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画」に適合しているか確認し、確認した結果を通知します。

確認した結果、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた方は、災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければなりません。通知を受けても措置を講じない場合は、条例第 21 条第 3 項の規定により措置命令が出されます。

4 完了の手続き

条例第 7 条第 1 項の許可を受けた方が、小規模特定事業を完了したときは、小規模特定事業完了届出書（様式第 11 号）に必要事項を記載し、完了した小規模特定事業区域の出来形に関する図面を添付のうえ、完了した日から 10 日以内に市長に届け出てください。

また、速やかに土壌検査及び水質検査を行い、小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第 18 号）に必要事項を記載し、報告してください。

市長は届出があったとき、遅滞なく条例第 7 条第 2 項第 7 号及び第 8 号に規定されている「小規模特定事業の施工に関する計画」、「小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画」に適合しているか確認し、確認した結果を通知します。

確認した結果、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた方は、災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければなりません。通知を受けても措置を講じない場合は、条例第 21 条第 3 項の規定により措置命令が出されます。

VI 罰 則

次の場合には、罰則が科せられることがあります。

措置命令違反、無許可事業、無許可変更	2 年以下の懲役または 1 0 0 万円以下の罰金
搬入禁止命令違反（条例第 1 0 条）、改善命令違反（条例第 1 9 条）	1 年以下の懲役または 1 0 0 万円以下の罰金
搬入事前届出義務違反、地位承継届出義務違反、帳簿記載義務違反、帳簿記載事項定期報告義務違反、土壌検査・水質検査結果報告義務違反、報告徴収応答義務違反、立入り検査忌避	5 0 万円以下の罰金
軽微変更届出義務違反、小規模特定事業完了等届出義務違反、書類等保存義務違反	3 0 万円以下の罰金

VII 規則別表及び様式

- 1 土壌基準（別表第 1）
- 2 技術上の基準（別表第 2）
- 3 水質検査測定方法（別表第 3）
- 4 標準図
- 5 様式第 1 号～第 1 9 号

土壌基準（別表第1）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102の38に定める方法（日本産業規格K0102の38.1.1に定める方法を除く。）
りん 有機 燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0102の65.2に定める方法
ひ 砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下（埋立て等を行う場所の土地利用目的が農用地（田に限る。銅の項及び別表第3備考第2号において同じ。）である場合にあっては、検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下かつ試料1キログラムにつき15ミリグラム未満）	検液中濃度に係るものにおいては日本産業規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにおいては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の

	所の土地利用目的が農用地である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号。以下「平成9年環境庁告示第10号」という。)付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.

	0.1ミリグラム以下	3. 2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の67. 2、67. 3又は67. 4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	日本産業規格K0102の34. 1（日本産業規格K1012の34の備考1を除く。）若しくは34. 4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、燐酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は日本産業規格K0102の34. 1. 1C）（注（2）第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0102の47. 1、47. 3又は47. 4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

技術上の基準（別表第2）

（1）土砂等埋立等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられること。

（2）著しく傾斜をしている土地において、施工する前の地盤と埋立て等をされる土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられること。

（3）土砂等による埋立て等の高さ及び法面の勾配は、次の表のとおりとする。

土砂等による埋立て等の高さ	法面の勾配
1.5メートル超	安定計算を行い、安全が確保される勾配
1.5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上

	の勾配
5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配

- (4) 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- (5) 土砂等による埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂等による埋立て等の高さ5メートルごとに幅1メートル以上の段を設けること。
- (6) 土砂等による埋立て等の完了等の後に地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないよう締固めその他の措置が講じられること。
- (7) 土砂等による埋立て等の完了後の法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食から保護する措置が講じられること。法面の角度が30度以下の場合についてはこの限りでない。
- (8) 湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合にあっては、有孔管等による排水施設を設け、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合にあっては、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。

水質検査測定方法（別表第3）

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	日本産業規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、日本産業規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は日本産業規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
有機燐	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は日本産業規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	日本産業規格K0102の65.2に定める方法
砒素	日本産業規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
P C B	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	日本産業規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレ	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法

ン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	
1,2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	日本産業規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	日本産業規格K0102の34.1(日本産業規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、磷酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は日本産業規格K0102の34.1.1C)(注(2)第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁

	告示第 5 9 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	日本産業規格 K 0 1 0 2 の 4 7. 1、4 7. 3 又は 4 7. 4 に定める方法
1,4-ジオキサン	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 7 に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格 K 0 1 0 2 の 1 2. 1 に定める方法又は昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号に定める方法

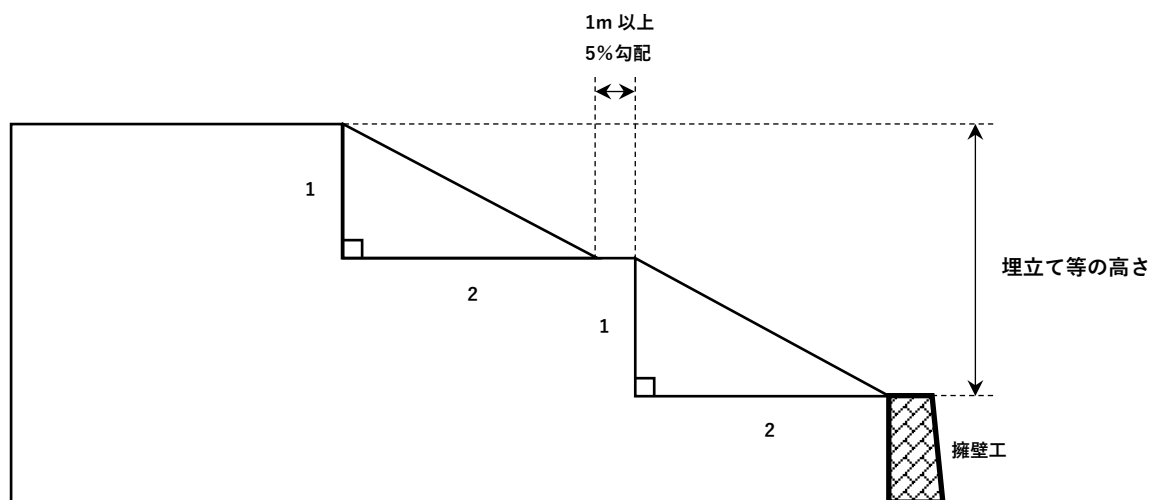
備考

- 1 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 2 この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。

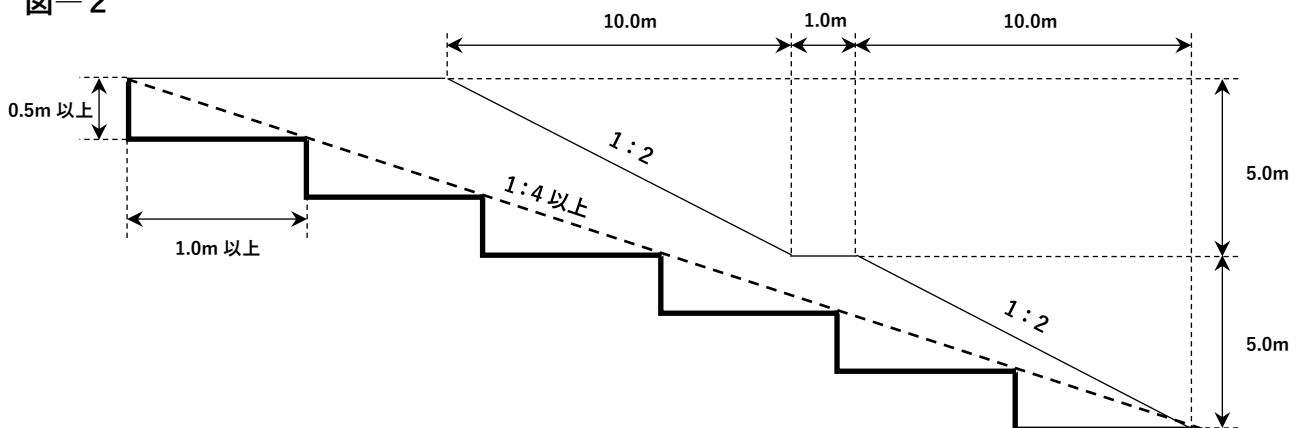
標準図

図— 1 「土砂等埋立て等高さ」とは

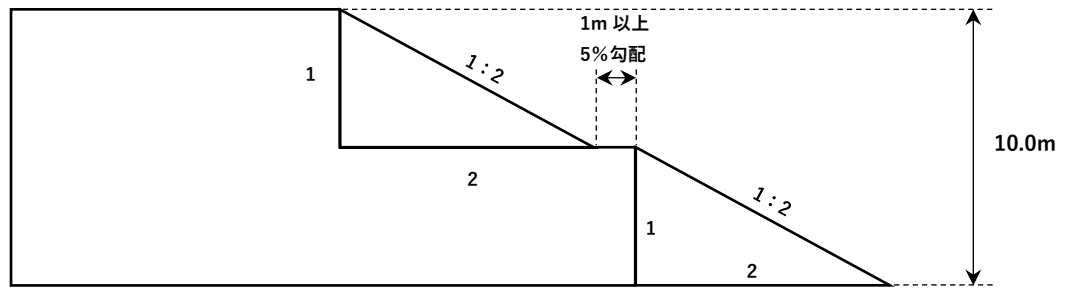
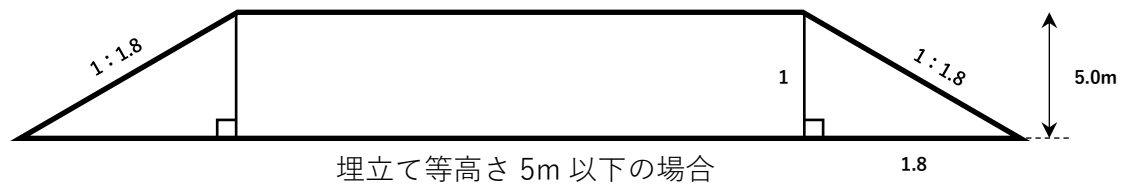
小規模特定事業により生じる法面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部との高低差をいう。（50%勾配 26.5 度）



図— 2



図一 3 土砂等埋立ての高さと法面勾配



様式第1号（第4条関係）

地方公共団体に準ずる者の認定申請書

年 月 日

（宛先）太田市長

申請者 主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者の氏名 ⑩
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第4条第3項の規定による
地方公共団体に準ずる者の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 申請者への資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資の受入総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資の受入総額 _____ 千円（ 年 月 日現在）

(2) 地方公共団体別の出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

- 2 土砂等による埋立て等に係る事業の実績

- 3 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為
(2) 法人の登記事項証明書
(3) 直近3年間に終了した各事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
(4) その他市長が必要と認める書類

（表）

小規模特定事業許可申請書

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
申請者 氏 名 ㊟
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

埋立て等の目的		
小規模特定事業区域の 位置及び面積	位置	面積（実測） m ²
土砂等埋立等区域の 位置及び面積	位置	面積（実測） m ²
小規模特定事業を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
小規模特定事業区域に 搬入する土砂等の数量	m ³	
小規模特定事業の施工に 関する計画		
小規模特定事業区域の周辺の地 域の生活環境の保全及び災害の 発生の防止に関する計画		
施工管理者の氏名及び住所並び に通常所在する事務所等の所在 地及び電話番号	氏名 住所 通常所在する事務所等の所在地 通常所在する事務所等の電話番号	

備考 「小規模特定事業の施工に関する計画」及び「小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画」の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、それらの計画書を添付すること。

(裏)

添 付 書 類	1 小規模特定事業区域の位置を示す図面 2 小規模特定事業区域の付近の見取図 3 土砂等埋立等区域の見取図 4 申請者が個人である場合にあつては、申請者の住民票の写し 5 申請者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書 6 小規模特定事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し 7 申請者が小規模特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあつては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類 8 小規模特定事業の施工が請負によって行われる場合にあつては、当該請負の契約書の写し 9 施工管理者の住民票の写し 10 小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書 11 小規模特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図 12 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書 13 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書 14 条例第8条第2号に定める技術上の基準にしたがって、安定計算を行うときは、当該安定計算を記載した書面 15 擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。） 16 雨水等を適切に排水しなければ埋立て等をした土砂等が流出し、又は崩落による災害が発生するおそれがある場合にあつては、当該小規模特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面 17 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあつては、小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類 18 土砂等埋立等区域の現況写真（2方向以上から撮影したものとする。） 19 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
------------------	--

様式第3号（第8条関係）

小規模特定事業に係る土地所有者の承認書

小規模特定事業許可申請者（ ）が当方の所有地である次表の土地において行う小規模特定事業については、異議がないので承認します。

所在地及び地番	地目	地積（公簿）（㎡）	備考

また、承認の前提として、次の事項について、小規模特定事業許可申請者から、
年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1	申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2	小規模特定事業区域の位置及び面積
3	小規模特定事業の期間
4	小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量
5	小規模特定事業の施工に関する計画
6	小規模特定事業に供する施設の設置計画（施設の位置を含む。）
7	小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の出来形
8	小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画
9	小規模特定事業の施工を管理する者（施工管理者）の氏名
10	小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号

上記のとおり、承認したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住 所
氏 名

Ⓜ

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

注 土地所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

様式第 4 号（第 9 条関係）

小規模特定事業変更許可申請書

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
申請者 氏 名 ⑩
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 9 条第 1 項の規定による変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		

備考 太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第 7 条第 3 項各号に掲げる書類のうち変更に係る事項に関するものを添付すること。

様式第 5 号（第 9 条関係）

小規模特定事業軽微変更届出書

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
届出者 氏 名 ⑩
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変更前	変更後
変更年月日		

備考

- 1 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合は、住民票の写しを添付すること。
- 2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合は、法人の登記事項証明書を添付すること。

様式第 6 号（第 10 条関係）

土砂等搬入届出書

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
届出者 氏 名 ⑩
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可に係る土砂等の搬入を行いたいので、同条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
今回の届出に関する 土砂等の排出場所及 び土砂等を排出する 者	（排出場所） 所在地 工事名 （排出する者） 住所 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名） 電話番号
搬入しようとする 土砂等の予定量	合計 m ³
添付書類	①土砂等排出元証明書（様式第 7 号） ②土壌検査の試料を採取した位置図 ③土壌検査の試料を採取した現場写真 ④検体試料採取調書（様式第 8 号） ⑤土壌検査証明書（様式第 9 号）

備考 この届出書は、土砂等を搬入しようとする日の 10 日前までに提出すること。

土砂等排出元証明書

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
土砂等の排出者 氏 名 ㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
 電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定による許可を受けた小規模特定事業区域に搬入する土砂等は、次の工事施工場所から排出したものであること及び当該土砂等の性状が基準に適合していることを証明します。

工事名	
工事施工場所	
工事発注者	
工事施工期間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事に係る土砂等の総排出量及び当該小規模特定事業区域搬入予定量	総排出量 m^3 当該小規模特定事業区域搬入予定量 m^3
今回の証明に係る土砂等の排出量	m^3
今回の証明に係る土砂等の性状	第一種建設発生土 第二種建設発生土 第三種建設発生土
今回の証明に係る土砂等を運搬する者	住所 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
今回の証明に係る土砂等による埋立て等を行う小規模特定事業の許可を受けた者	住所 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

備考 「今回の証明に係る土砂等の性状」の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1上欄の区分のうち該当するものを丸で囲むこと。

様式第8号（第10条、第18条関係）

検体試料採取調書

年 月 日

住 所
届出者 氏 名 ⑩
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

住 所
採取者 所 属
職 氏名 ⑩
電話番号

別添の検査証明書の検体試料を次のとおり採取しました。

検体区分	
報告区分	土壌検査（搬入・定期・廃止・完了） 水質検査（定期・廃止・完了）
採取年月日	
採取時の天候	
土壌検査の場合の採取深度	

備考 「検体区分」の欄には、この調書に係る土壌検査証明書又は水質検査証明書に記載された検体番号等を記載すること。

土壌検査証明書					年 月 日
様 分析機関名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士 （検体番号 ）					
項目		単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム		mg/l		0.01	
全シアン		mg/l		不検出	
有機燐		mg/l		不検出	
鉛		mg/l		0.01	
六価クロム		mg/l		0.02	
砒素		mg/l		0.01	
総水銀		mg/l		0.0005	
アルキル水銀		mg/l		不検出	
P C B		mg/l		不検出	
ジクロロメタン		mg/l		0.02	
四塩化炭素		mg/l		0.002	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)		mg/l		0.002	
1,2-ジクロロエタン		mg/l		0.004	
1,1-ジクロロエチレン		mg/l		0.1	
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l		0.04	
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l		1	
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l		0.006	
トリクロロエチレン		mg/l		0.03	
テトラクロロエチレン		mg/l		0.01	
1,3-ジクロロプロペン		mg/l		0.002	
チウラム		mg/l		0.006	
シマジン		mg/l		0.003	
チオベンカルブ		mg/l		0.02	
ベンゼン		mg/l		0.01	
セレン		mg/l		0.01	
ふっ素		mg/l		0.8	
ほう素		mg/l		1	
1,4-ジオキサン		mg/l		0.05	
農用地（田に限る。）	砒素	mg/kg		15	含有試験
	銅	mg/kg		125	
備考					

土砂等に係る売渡し・譲渡証明書

年 月 日

様

住 所
証明者 氏 名 ⑩
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の許可を受けた小規模特定事業区域に搬入する土砂等については、採石法又は砂利採取法に基づく採取計画の認可等を受けている下記の採取場所から採取された土砂等であることに相違ありません。

認可採取場所在地	
採取計画認可番号	
認可期間	年 月 日 ～ 年 月 日
認可採取量	m ³
売渡し又は譲渡の数量	m ³
売渡し又は譲渡の期間	年 月 日 ～ 年 月 日

小規模特定事業完了届出書

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
届出者 氏 名 ⑩
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可（同条例第 9 条第 1 項の変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を含む。）に係る小規模特定事業を完了したので、同条例第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
計画期間	年 月 日 ～ 年 月 日
完了年月日	年 月 日

備考 完了した小規模特定事業区域の出来形に関する図面を添付すること。

小規模特定事業廃止（休止）届出書

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
届出者 氏 名 ⑩
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可（同条例第 9 条第 1 項の変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を含む。）に係る小規模特定事業を廃止（休止）したので、同条例第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 第 号
計画期間及び廃止年月日又は休止期間	計画期間 年 月 日 ～ 年 月 日 廃止年月日 年 月 日 （休止期間 年 月 日 ～ 年 月 日）

備考 小規模特定事業区域の出来形に関する図面及び小規模特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面を添付すること。

小規模特定事業再開届出書

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
届出者 氏 名 ⑤
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可（同条例第 9 条第 1 項の変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を含む。）に係る小規模特定事業を再開したので、同条例第 11 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
再開年月日	年 月 日

備考 この届出書は、休止した小規模特定事業を再開しようとするとき、再開する日の 10 日前までに提出すること。

小規模特定事業地位承継届出書

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
届出者 氏 名 ⑩
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による許可（同条例第 9 条第 1 項の変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を含む。）を受けた者の地位を承継したので、同条例第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
承継前の許可を受けた者	住所 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
承継の理由	
承継年月日	年 月 日

備考 承継の事実を証する書類を添付すること。

様式第 15 号（第 14 条関係）

小規模特定事業に関する標識	
許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 第 号
埋立て等の目的	
小規模特定事業を行う場所の所在地	
小規模特定事業を行う者の住所、氏名及び電話番号	住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名） 電話番号
小規模特定事業の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
小規模特定事業区域の面積	m ²
土砂等の排出場所及び搬入予定数量	排出場所 搬入予定数量 m ³
施工管理者の氏名	

備考 縦は 120 センチメートル以上、横は 90 センチメートル以上とすること。

小規模特定事業施工管理台帳

年 月 日 ()

小規模特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称

小規模特定事業区域の位置 面積 m²

土砂等埋立等区域の位置 面積 m²

記録者の氏名 (印)

	土砂等の 搬入時刻	搬入車両の 登録番号	土砂等を運搬し た者の氏名又は 法人の名称	搬入車両の運 転者の氏名	搬入した土 砂等の数量 (m ³)	土砂等の積込み場所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
1 0						
1 1						
1 2						
1 3						
1 4						
1 5						
1 6						
1 7						
1 8						
1 9						
2 0						

施工作業の内容

小規模特定事業施工状況報告書

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
報告者 氏 名 ⑩
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第15条第2項の規定により、小規模特定事業の施工状況を次のとおり報告します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号				
小規模特定事業区域の面積	m ² （うち実施済面積 m ² ）				
小規模特定事業区域に搬入される 土砂等の数量	m ³ （うち実施済数量 m ³ ）				
今回の報告に係る期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
排出場所・工事名等	搬入予定量 (m ³)	前回累計量 (m ³)	今回報告量 (m ³)	累計量 (m ³)	備 考
合 計					

備考 今回の報告に係る期間の小規模特定事業施工管理台帳（様式第16号）の写しを添付すること。

小規模特定事業区域内土壌検査等報告書

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
報告者 氏 名 ⑩
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 16 条第 1 項の規定による小規模特定事業区域内土壌検査等の結果を次のとおり報告します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 第 号
土砂等又は排出水の採取地点・・・・・・別添位置図、現場写真及び 検体試料採取調書（様式第 8 号）のとおりに	
土壌に係る検査証明書・・・・・・別添のとおりに	
水質に係る検査証明書・・・・・・別添のとおりに	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

水質検査証明書			
年 月 日			
様			
	分析機関名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士		
	⑩ ⑩		
年 月 日に依頼のあった検体について、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表1に定める方法、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）別表に定める方法により計量した結果を次のとおり証明します。			
（検体番号 ）			
項目	単位	測定値	測定方法
カドミウム	mg/ℓ		
全シアン	mg/ℓ		
有機リン	mg/ℓ		
鉛	mg/ℓ		
六価クロム	mg/ℓ		
砒素	mg/ℓ		
総水銀	mg/ℓ		
アルキル水銀	mg/ℓ		
P C B	mg/ℓ		
銅（農用地（田）に限る。）	mg/ℓ		
ジクロロメタン	mg/ℓ		
四塩化炭素	mg/ℓ		
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/ℓ		
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ		
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ		
トリクロロエチレン	mg/ℓ		
テトラクロロエチレン	mg/ℓ		
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ		
チウラム	mg/ℓ		
シマジン	mg/ℓ		
チオベンカルブ	mg/ℓ		
ベンゼン	mg/ℓ		
セレン	mg/ℓ		
ふっ素	mg/ℓ		
ほう素	mg/ℓ		
1,4-ジオキサン	mg/ℓ		
水素イオン濃度	pH		
備考			

別記 1 特定事業許可申請書の記載要領

1 申請書の提出方法等

(1) 申請書はフラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

また、フラットファイル等の背表紙及び表紙に「小規模特定事業許可申請書 ○○○○○ (申請者名)」と記載すること。

(2) 提出部数は正副 1 部ずつの 2 部とする。

2 使用する様式

「小規模特定事業許可申請書 (様式第 2 号)」を使用すること。

3 小規模特定事業許可申請書の記載

(1) 埋立て等の目的

建設残土の処分、宅地造成、農地改良及び一時保管等の具体的な埋立ての目的を記入すること。

(2) 小規模特定事業区域の面積、土砂等埋立等区域の面積

面積は面積計算書 (小数点以下第 2 位) により算出された面積で、小数点以下第 1 位 (小数点以下第 2 位を切り捨て) まで記載すること。

(3) 小規模特定事業を行う期間

小規模特定事業を行う期間は最長で 3 年とすること。

(4) 小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量

規則第 7 条第 3 項第 1 3 号による予定容量計算書により算出された土砂等の数量で、小数点以下第 1 位 (小数点以下第 2 位を切り捨て) まで記載すること。

(5) 小規模特定事業の施工に関する計画

「別紙のとおり」と記載し、「別記 2 小規模特定事業の施工に関する計画書」に従い計画書を作成、添付すること。

(6) 小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画

「別紙のとおり」と記載し、「別記 3 小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画書」に従い計画書を作成、添付すること。

(7) 施工管理者の氏名及び住所並びに通常所在する事務所等の所在地及び電話番号

通常所在する事務所等に電話の設置がない場合には、通常連絡の取れる電話番号を記載すること。

別記 2

小規模特定事業の施工に関する（変更）計画書

施工期間 自 許 可 日
至 平成 年 月 日

事業者印

1 現場組織表

①事業者名 住 所
 氏 名
 電 話

②現場施工体制 施工管理者
 電 話

重機責任者
電 話

事務責任者
電 話

2 小規模特定事業に使用する機械、資材

1) 使用機械

名 称	規 格	数 量	備 考

2) 使用資材

名 称	規 格	数 量	備 考

3 施工内容

以下は、規則別表第2に規定する技術上の基準等を示したものである。実際の施工計画の作成に当たっては必要な部分を記載することとし、このページをそのままコピーして申請書に添付しないこと。
また、記載に当たっては、技術上の基準等だけでなく、他の法令の基準、現地の状況等を確認し、盛り込むなど適切な内容、文言とすること。

【技術上の基準】（規則別表第2）

- 1 土砂等埋立等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において、施工する前の地盤と埋立て等をされる土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられること。
- 3 土砂等による埋立て等の高さ及び法面の勾配は、次の表のとおりとする。

土砂等による埋立て等の高さ	法面の勾配
15メートル超	安定計算を行い、安全が確保される勾配
15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上の勾配
5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 土砂等による埋立て等の高さが5m以上である場合にあっては、土砂等による埋立て等の高さ5mごとに幅1m以上の段を設けること。
- 6 土砂等による埋立て等の完了等の後に地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないよう締固めその他の措置が講じられること。
- 7 土砂等による埋立て等の完了後の法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食から保護する措置が講じられること。
- 8 湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合にあっては、有孔管等による排水施設を設け、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合にあっては、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。

【指 針】

- 1 地山勾配が1：4を超える傾斜地に埋立て等を行う場合は、現地盤に幅1m以上の段切りを行うこと。
- 2 土砂等の締固めは、ブルドーザー又はバックホーを用い、1層を30cm程度として行うこと。
- 3 法面に設けた小段は、水が溜まらないように、5%程度の勾配を設けること。

4 計画工程表

工 程	年	平成 年												平成 年												平成 年													
	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
準備工事																																							
測量等計画・準備																																							
伐採・伐根																																							
資材搬入路工																																							
丁張																																							
防災工																																							
土砂防止柵工																																							
排水工																																							
沈砂池工																																							
地盤改良工																																							
擁壁工																																							
土工事																																							
【土砂等搬入届出書提出】																																							
土砂埋立工																																							
【土壌等検査・結果報告】																																							
【施工状況報告書提出】																																							
排水施設工																																							
法面保護工																																							
【完了届出書提出】																																							

<記載例>

工事の工種ごとの計画工程を記載すること。

別記 3

小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全
及び災害の発生の防止に関する計画書

施工期間 自 許 可 日
至 平成 年 月 日

事業者印

1 小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

以下は、指針を示したものである。実際の計画の作成に当たっては必要な部分を記載することとし、このページをそのままコピーして申請書に添付しないこと。
 また、記載に当たっては、指針だけでなく、他の法令の基準、現地の状況等を確認し、盛り込むなど適切な内容、文言とすること。

【指 針】

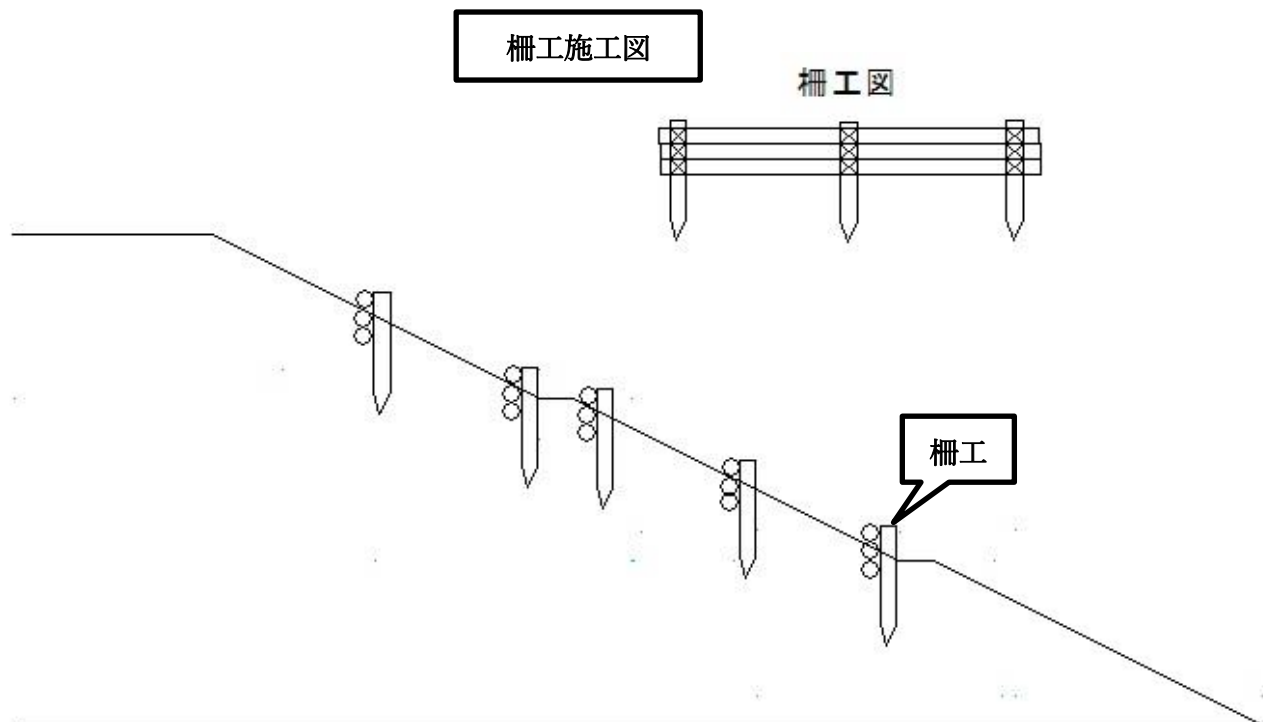
粉じんの飛散防止対策	小規模特定事業区域が「大気汚染防止法」に基づく一般粉じん発生施設に該当する場合は、当該施設の管理に関する基準に適合すること。
騒音防止対策 振動防止対策	1 土砂等を搬入する時間帯及び埋立て等の作業を行う時間帯は、原則として、日曜日・祝日及び年末年始を除く日の午前7時から午後7時までとすること。 2 小規模特定事業区域内で行う作業が「騒音規制法」又は「群馬県的生活環境を保全する条例」に基づく特定建設作業に該当する場合は、これらの法令に基づく騒音の規制基準に適合すること。 3 小規模特定事業区域の周辺の地域における騒音の大きさが、騒音に係る環境基準に適合すること。 4 小規模特定事業区域内で行う作業が「振動規制法」又は「群馬県的生活環境を保全する条例」に基づく特定建設作業に該当する場合は、これらの法令に基づく振動の規制基準に適合すること。 5 土砂等を搬入する事業者及びその搬入車両の運転者に対し、小規模特定事業区域の周辺の住宅地内を通行する際は徐行するよう要請すること。 6 土砂等を搬入する事業者及びその搬入車両の運転者に対し、過積載を行わないよう要請すること。
交通安全対策	1 小規模特定事業区域から公道への土砂等の撒き出しを防止すること。 2 土砂等の搬入路が通学路に当たる場合は、地元の市町村教育委員会と協議の上、搬入の時間帯を調整すること。 3 搬入路の幅員等の状況により、交通事故の発生が懸念される場合は、交通誘導員の配置や交通安全施設の設置等の措置を講ずること。
周辺住民の安全対策	1 小規模特定事業区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのさく等を設けること。 2 小規模特定事業区域の出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。
その他	土砂等を搬入する事業者及びその搬入車両の運転者に対し、規則で定められている車両の表示を行うよう要請すること。

2 小規模特定事業区域の災害の発生防止に関する計画

以下は、指針を示したものである。実際の計画の作成に当たっては必要な部分を記載することとし、このページをそのままコピーして申請書に添付しないこと。
 また、記載に当たっては、指針だけでなく、他の法令の基準、現地の状況等を確認し、盛り込むなど適切な内容、文言とすること。

【指 針】

緊急連絡体制の整備	災害の発生が切迫し、又は災害が発生した場合に備えて、関係者及び関係行政機関との緊急連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。
災害の発生を防止するための応急対策	災害の予兆が認められるときは、次のような応急措置を講じること。 1 地割れ（クラック）が生じたときは、ビニールシートで覆うなどして雨水の浸透を防ぐ。 2 法面が崩壊したときは、柵工を施工し、法面の安定を図る。（下図「柵工施工図」参照） 3 雨水や湧水により法面が浸食されたときは、必要な箇所に排水施設を設置する。



別記 4 土砂等搬入届出書の記載要領

1 使用する様式

「土砂等搬入届出書（様式第 6 号）」を使用すること。

2 土砂等搬入届出書の記載

（1）搬入しようとする土砂等の予定量

「土砂等排出元証明書（様式第 7 号）」の「今回の証明に係る土砂等の排出量」欄記載の土量を記載すること。

（※土砂等排出元証明書（様式第 7 号）記載の土量は最大 5,000 m³まで）

土砂等搬入届出書及び添付書類一覧

書類 番号	届出書・添付書類	指定様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	土砂等搬入届出書 （様式第 6 号）	有り		
2	土砂等排出元証明書 （様式第 7 号）	有り	・土砂等の <u>排出者</u> の記名、押印がなされているもの。 ・「今回の証明に係る土砂等の排出量」欄記載の土量は 1 度に最大 5,000 m ³ まで。	
3	検体試料採取調書 （様式第 8 号）	有り		
4	土壌検査証明書 （様式第 9 号）	有り	・計量士（計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 122 条第 1 項の規定により登録された者であって、計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号）第 50 条第 1 号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。）が発行したもの。	
5	土壌検査の試料を採取した 地点の位置図、現場写真	無し	・位置図は、周辺の状況が容易に把握判明できるもの。 ・現場写真は、排出場所の概ねの全景及び採取状況が撮影されたもの。	1/100 ～ 1/1,000

別記5 車両の表示要領

1 根 拠

(1) 車両の表示（条例第18条）

許可等を受けた者は、車両を使用し、又は委託して小規模特定事業区域に土砂等を搬入するとき（土砂等を排出する者が車両を使用し、又は委託して搬入するときを含む。）は、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示し、又は表示させるよう努めること。

(2) 表示する事項（規則第20条）

- ① 小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
- ② 小規模特定事業区域の所在地（小規模特定事業区域の所在地の全てを記載することができないときは、当該小規模特定事業区域を代表する所在地）
- ③ 小規模特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称
- ④ 小規模特定事業の許可番号
- ⑤ 小規模特定事業区域に土砂等を運搬する者の氏名又は法人の名称

2 記載例

太田市許可 土砂等搬入車両	
○搬入先（小規模特定事業区域）	
群馬県太田市〇〇町〇〇番地	
○許可事業者（申請者）	
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	（株）太田土砂
○許可番号	太田市指令第〇〇〇－〇〇〇号
○土砂等搬入業者	
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	土砂建設 株式会社

注 大きさは、規格A3判（縦29.7センチメートル以上、横42.0センチメートル）以上とすること。

別記 6 小規模特定事業施工管理台帳の取扱要領

1 根 拠

① 帳簿の記載（条例第 15 条第 1 項、規則第 15 条第 1 項）

- ・小規模特定事業の許可等を受けた者は、当該許可等に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておくこと。
- ・帳簿の記載は、「小規模特定事業施工管理台帳（様式第 16 号）」により、毎日行うこと。

② 市への報告（条例第 15 条第 2 項、規則第 15 条第 3 項）

- ・小規模特定事業の許可等を受けた者は、定期的に、当該許可等に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の数量その他の規則で定める事項を知事に報告すること。
- ・報告は、小規模特定事業の許可を受けた日（再開したときは、再開した日）から3 か月ごと（月の中途において当該許可を受けたとき（再開したときは、再開したとき。）は、当該許可を受けた日の属する月を 1 か月とみなす。（例：4/15 許可の場合の報告対象期間⇒4/15～6/30））に遅滞なく、「小規模特定事業施工状況報告書（様式第 17 号）」に当該期間の小規模特定事業施工管理台帳の写しを添えて行うこと。

2 使用する様式

- ① 帳簿の記載は「小規模特定事業施工管理台帳（様式第 16 号）」を使用すること。
- ② 県への報告は「小規模特定事業施工状況報告書（様式第 17 号）」を使用すること。

3 小規模特定事業施工管理台帳に記載する土砂等の数量（ m^3 ）

- ① 小規模特定事業区域に搬入されるトラック 1 台毎に土砂等の数量（体積）を記載する。
- ② 土砂等の単位重量は $1.8 \text{ t} / \text{m}^3$ とし、原則としてトラック 1 台当たりの土砂等の数量（ m^3 ）は下表のとおりとする。

※ 土砂等をトラックに積載するに当たっては、法令違反（過積載及び土砂等運搬禁止車両（土砂禁ダンプ）への積載等）は行わないとともに、土砂等搬入事業者、搬入車両運転手にも法令を遵守するよう求めること。

トラックの最大積載重量	土砂等の数量（ m^3 ）
2 t 車	1. 1 m^3
4 t 車	2. 2 m^3
10 t 車	5. 6 m^3
22 t 車	12. 2 m^3
24 t 車	13. 3 m^3
26 t 車	14. 4 m^3
29 t 車	16. 1 m^3
36 t 車	20. 0 m^3

別記 7 小規模特定事業変更許可申請書の記載要領

1 使用する様式

「小規模特定事業変更許可申請書（様式第 4 号）」を使用すること。

2 小規模特定事業許可申請書の記載

（1）変更の内容

条例第 7 条第 2 項第 2 号から同条同項第 8 号で定める次の事項のうち、変更する事項を記載すること。

- ① 埋立て等の目的
- ② 小規模特定事業区域の位置及び面積
- ③ 土砂等埋立等区域の位置及び面積
- ④ 小規模特定事業を行う期間（延長する場合に限る）
※期間を延長する場合は、最長 1 年。
- ⑤ 小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量（増加させる場合に限る）
- ⑥ 小規模特定事業の施工に関する計画
- ⑦ 小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画

（2）変更の理由

変更に至った具体的な理由を記載すること。

小規模特定事業変更許可申請書及び添付書類一覧

書類 番号	申請書・添付書類	指定様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	小規模特定事業変更許可 申請書 (様式第 4 号)	有り	・「別記 1 小規模特定事業許可申請書の 記載要領」「別記 7 小規模特定事業変更 許可申請書の記載要領」を参照のこと。	
2	添付資料	無し	1 変更に係る資料で、変更に応じた書 類が添付されていること。 2 土砂等の数量の変更にあつては、当 該数量を算出するために用いた変更容 量計算書 3 図面については、許可申請書に用い た図面と同一の縮尺の図面とし、変更 の内容が容易に把握できるものである こと。	

別記 8 小規模特定事業軽微変更届出書の記載要領

1 使用する様式

「小規模特定事業軽微変更届出書（様式第 5 号）」を使用すること。

2 小規模特定事業軽微変更届出書の記載

（1）（軽微な）変更の内容

条例第 7 条第 2 項第 1 号、第 9 号若しくは第 10 号、又は規則第 9 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに定める次の事項のうち、変更する事項を記載すること。

- ① 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 施工管理者の氏名及び住所並びに通常所在する事務所等の所在地及び電話番号
- ③ 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
- ④ 小規模特定事業の期間の変更（短縮する場合に限る。）
- ⑤ 小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量の変更（減少させる場合に限る。）
- ⑥ 小規模特定事業の施工計画の変更（④、⑤に掲げる事項の変更に係るものに限る。）

3 届出の期日

当該変更のあった日から 14 日以内

小規模特定事業軽微変更届出書及び添付書類一覧

書類 番号	申請書・添付書類	指定様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	小規模特定事業軽微変更届出書 （様式第 5 号）	有り		
2	小規模特定事業の 施工に関する（変 更）計画書	有り	小規模特定事業の期間の変更及び、小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量の変更に係るもの	
3	添付書類	無し	1 施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し（届出日前 3 か月以内に発行されたもので、 <u>本籍の記載</u> のあるもの） 2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書 3 土砂等の数量の変更にあっては、当該数量を算出するために用いた容量計算書	

別記 9 小規模特定事業完了届出書の記載要領

1 使用する様式

「小規模特定事業完了届出書（様式第 1 1 号）」を使用すること。

2 届出の期日

小規模特定事業を完了した日から 1 0 日以内

小規模特定事業完了届出書及び添付種類一覧

書類 番号	届出書・添付書類	指定様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	小規模特定事業完了届出書 （様式第 1 1 号）	有り		
2	小規模特定事業区域の出来 形平面図、出来形断面図、 面積計算書	無し		
3	土砂等埋立等区域の出来形 平面図、出来形断面図、面 積計算書	無し		
4	埋立て等をした土砂等の出 来形容量計算書	無し		
5	出来形雨水排水図	無し	排水施設の位置、規模、勾配及び水の 流れの方向並びに吐口の位置が記載さ れていること。（排水施設の種類、材料 が記載されていること。）	

別記 1 0 小規模特定事業区域内土壌検査等報告書の記載要領

1 使用する様式

「小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第 1 8 号）」を使用すること。

2 不要な文字の削除

様式中の不要な文字は横線で消すこと。

3 届出の期日

（1）小規模特定事業許可期間中に実施する検査

土壌検査等の義務を負った日から 1 か月を経過する日まで

（2）小規模特定事業完了後に実施する検査

市長が指定する日まで

小規模特定事業区域内土壌検査等報告書及び添付書類一覧

書類 番号	報告書・添付書類	指定様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	小規模特定事業 区域内土壌検査等 報告書 (様式第 1 8 号)	有り	様式中の不要な文字は横線で消すこと。	
2	検体試料採取調書 (様式第 8 号)	有り		
3	土壌検査証明書 (様式第 9 号)	有り	計量士（計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 2 2 条第 1 項の規定により登録された者であつて、計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 6 9 号）第 5 0 条第 1 号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。）が発行したものの。	
4	水質検査証明書 (様式第 1 9 号)	有り	計量士（計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 2 2 条第 1 項の規定により登録された者であつて、計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 6 9 号）第 5 0 条第 1 号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。）が発行したものの。	
5	検査の試料を採取 した地点の位置 図、現場写真	無し	位置図は、周辺の状況が容易に把握できるものの。現場写真は、排出場所の概ねの全景及び採取状況が撮影されたもの。	1/100 ～ 1/1,000

別記 1 1 擁壁の基準

(宅地造成等規制法施行令から抜粋)

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第 6 条第 1 項第 2 号 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第 7 条 前条の規定による鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

- (1) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- (3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
- (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
- (2) 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの 3 分の 2 以下であることを確かめること。
- (3) 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の 3 分の 2 以下であることを確かめること。
- (4) 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第 2 の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- (2) 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 90 条（表 1 を除く。）、第 91 条、第 93 条及び第 94 条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
- (3) 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第 3 の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

（練積み造の擁壁の構造）

第8条 第6条の規定による間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

（1）擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第5項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。

（2）石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。

（3）前2号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

（4）擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第9条 第6条の規定による擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

（擁壁の水抜穴）

第10条 第6条の規定による擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

別表第2（第7条、第19条関係）

土質	単位体積重量 （1立方メートルにつき）	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第3（第7条、第19条関係）

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

別表第4（第8条関係）

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第1種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70度を超え75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	45センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	50センチメートル以上
		65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	45センチメートル以上
			4メートルを超え5メートル以下	60センチメートル以上
第2種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を超え75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	70センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	60センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	75センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	65センチメートル以上
			4メートルを超え5メートル以下	80センチメートル以上

第 3 種	その他の土質	70度を超え75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	90センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	75センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	85センチメートル以上
			3メートルを超え 4メートル以下	105センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	70センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	80センチメートル以上
			3メートルを超え 4メートル以下	95センチメートル以上
			4メートルを超え 5メートル以下	120センチメートル以上